

下 関 市 豊 田 農 業 公 園 施 設  
下 関 市 豊 田 地 域 資 源 循 環 活 用 施 設  
下 関 市 豊 田 田 園 空 間 博 物 館 施 設  
下 関 市 豊 田 粳 乾 燥 調 製 施 設  
下 関 市 豊 田 肉 用 牛 繁 殖 肥 育 セ ン タ ー

指 定 管 理 者 業 務 仕 様 書

令 和 7 年 8 月

下 関 市 役 所 豊 田 総 合 支 所 建 設 農 林 課

# 下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田田園空間博物館施設、下関市豊田米粉乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター指定管理者業務仕様書

市が設置した下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田田園空間博物館施設、下関市豊田米粉乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの指定管理者が行う業務の内容及び範囲等はこの業務仕様書によるものとする。

## 1 管理に関する基本的な考え方

下関市豊田農業公園施設、下関市豊田地域資源循環活用施設、下関市豊田田園空間博物館施設、下関市豊田米粉乾燥調製施設及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

(1) 下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例第1条、下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例第1条、下関市豊田田園空間博物館施設の設置等に関する条例第1条、下関市豊田米粉乾燥調製施設の設置等に関する条例第1条及び下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの設置等に関する条例第1条に規定されている当該施設の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。

また、各施設の設置目的を達成するために定めるビジョンは次のとおりとする。

- ① 豊かな自然と農林業体験を通じた都市農村交流を推進する。
- ② 地域関係団体と連携し、地域活性化及び観光振興の向上に努める。

(2) 公の施設として、公平なサービスの提供に努め、施設等の平等な利用を確保すること。

(3) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。

(4) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。

(5) 施設等の利用に関する情報の発信や、自主事業の実施に努め、施設の利用促進を図ること。

(6) 個人情報の保護を徹底すること。

(7) 効率的運営を行うこと。

(8) 管理運営費の縮減に努めること。

## 2 利用時間及び休業日

### 【下関市豊田農業公園施設】

(1) 利用時間

午前9時から午後5時まで

※滞在型宿泊施設については、この限りでない。

なお、指定管理者は事前に市長の承認を得たうえで、これを延長し、又は短縮することができる。

## (2) 休業日

総合営農指導拠点施設	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）
産地形成等促進施設	火曜日及び1月1日から1月6日までの日
多目的利用施設	
加工体験施設	

なお、指定管理者は事前に市長の承認を得たうえで、これを延長し、又は短縮することができる。

### 【下関市豊田田園空間博物館施設】

## (1) 利用時間

田園空間博物館総合案内所	午前9時から午後5時まで
旧殿居小学校維新分校	午前9時から午後10時まで

なお、指定管理者は事前に市長の承認を得たうえで、これを延長し、又は短縮することができる。

## (2) 休業日

無休

なお、指定管理者は事前に市長の承認を得たうえで、臨時に休業することができる。

## 3 利用料金

別紙2利用料金表のとおり。

なお、指定管理者は事前に市長の承認を得たうえで、利用料金の額を定める。

## 4 法令等の遵守

施設を管理運営するにあたっては、業務仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則
- (2) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (3) 下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例、下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例施行規則
- (4) 下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例、下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例施行規則

- (5) 下関市豊田田園空間博物館施設の設置等に関する条例、下関市豊田田園空間博物館施設の設置等に関する条例施行規則
- (6) 下関市豊田米粉乾燥調製施設の設置等に関する条例、下関市豊田米粉乾燥調製施設の設置等に関する条例施行規則
- (7) 下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの設置等に関する条例、下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの設置等に関する条例施行規則
- (8) 下関市個人情報保護法施行条例、下関市個人情報保護法施行細則
- (9) 労働基準法ほか労働関係法令
- (10) 施設及び設備の維持保全関係法令
- (11) 環境法令
- (12) その他関係法令等

## 5 指定管理者が行う本業務の範囲

### (1) 本業務の範囲

施設の設置目的が十分に達成されるよう、安全・安心・快適に施設が利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。

- ① 施設の開館及び閉館に関すること。
- ② 施設及び敷地内の清掃（景観保全を含む。）に関すること。
- ③ 施設の警備に関すること。
- ④ 機械及び設備等の保守・点検及び修繕に関すること。

※ 法令等で規定されている点検については、別紙3法定点検一覧表を参照のこと。

※ 修繕料については、1件50万円未満のものを対象とし、指定予算額（毎年度の指定管理料のうち100万円）以内で執行するものとする。（市が実施した過去の修繕履歴〔1件あたり10万円以上〕は、参考資料1「修繕一覧表」を参照のこと。）。ただし、1件50万円を超えるもの又は毎年度の指定管理料のうち100万円を超えた後に必要となった改修で、早急に実施することが必要と認められる改修等については、協議の上、決定する。なお、施設・機械・設備等における災害などを起因とする破損の修繕についても、協議し決定するものとする。

- ⑤ その他施設、機械及び設備の管理に関すること。

※ 過去の管理経費は、参考資料2「管理経費実績一覧表」を参照のこと。

### (2) 施設の利用の許可に関する業務

利用の許可に当たっては、私的な判断を排除し、平等に利用ができるよう努めること。

なお、各施設の設置条例により、利用の制限、利用許可の取消し等ができます。

- ① 施設の利用受付・許可に関すること。
- ② 施設の利用の制限に関すること。
- ③ 施設の利用料金の徴収に関すること。

※ 過去の利用実績は、参考資料3「施設利用実績一覧表」を参照のこと。

### (3) 施設の運営企画に関する業務

各施設の施設整備事業(処分制限期間を経過したものを除く。)の計画に合致し、かつ、各施設の設置目的が達成されるよう工夫をし、利用者に安全かつ快適なサービスの提供ができるよう努めること。

#### 【下関市豊田農業公園施設】

- ① 農業・農村情報の収集及び提供に関すること。
- ② 農業振興及び交流促進を図る催事に関すること。
- ③ その他農業及び農村の活性化のために必要な事業

#### 【下関市豊田地域資源循環活用施設】

- ① 家畜糞尿ふんの処理に関すること。
- ② 土づくりの啓発に関すること。

#### 【下関市豊田田園空間博物館施設】

- ① 豊田田園空間博物館の周知・継承に関すること。

#### 【下関市豊田粃乾燥調製施設】

- ① 粃の乾燥調製に関すること。

#### 【下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター】

- ① 繁殖又は肥育牛の一時預託に関すること。
- ② その他肉用牛振興に関すること。

### (4) その他の業務

- ① 市の観光振興に寄与する行事及びイベントへの協力
- ② 各施設及び周辺で実施される行事及びイベントへの協力
- ③ 施設案内や各種問い合わせ、要望、苦情及びトラブルへの対応

## 6 自主事業

各施設の設置目的に沿った自主事業を積極的に展開し、施設の魅力向上に努めること。

- (1) 自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担するものとする。
- (2) 自主事業により各施設を使用する場合は、原則として使用許可申請等必要な手続を行うものとし、その使用料を負担するものとする。
- (3) 自主事業が各施設の設置条例に規定する事業や業務と目的又は性質が同等な事業

として市が認めるものについては、本施設の使用に係る使用許可申請等の手続及びその使用料負担の例外とする。

- ① 下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例第3条に掲げる事業
- ② 下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例第2条に掲げる業務
- ③ 下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの設置等に関する条例第2条に掲げる業務

## 7 計画書の提出

各年度の指定管理料は、業務内容等の変動を踏まえ、毎年度予算の範囲内で「年度協定」を締結して決定しますので、指定管理者は、各年度の事業計画書、収支予算書等を市が指定する期日までに市長に提出すること。

## 8 事業報告等

### (1) 年間報告

指定管理者は、毎年度末日の翌日から起算して60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出すること。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- ③ 自主事業の実施状況
- ④ 利用料金収入の実績
- ⑤ 管理経費の収支状況
- ⑥ 事業計画中の数値目標に対する達成率とその分析
- ⑦ その他指定管理者による管理運営の実態を把握するために必要な事項

### (2) 月例報告

指定管理者は、翌月の10日までに業務報告書（月報）を作成し、市長に提出すること。

### (3) 事業評価（モニタリング）

指定管理者は業務の実施報告を行うとともに、自己評価を実施することにより主体的に業務の改善に取り組むこと。市が公共サービスの水準を維持するために実施する履行確認等に協力すること。

市が行う履行確認等の結果、指定管理者が業務仕様書に規定した内容や管理の基準を満たしていないと判断した場合、市は改善指示を行う。改善指示に従わない場合は、市は指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の停止を命ずることがあるものとする。

## 9 管理体制

- (1) 本業務を効率的に実施するための業務執行体制を組織し、総括責任者1名を配置するとともに、適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 業務の性質、作業量等に応じて必要があると認めるときは、その業務に関して専門的な知識、技能等を有する職員、臨時職員等を配置すること。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望に十分応えられるものとする。
- (4) 職員の資質を高めるため、研修等を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

## 10 物品管理

- (1) 指定管理者が指定管理料で購入する物品は、あらかじめ市長の承認を受けることとし、原則として指定管理者の所有に属する。ただし、指定管理者と市の協議により、当該備品を市は寄付採納することができることとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する備品について備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項について遅滞なく市長に報告すること。
- (3) 指定管理者は、施設の管理運営に必要となるため使用する市の備品については、無償で使用できるものとする。

## 11 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は別紙4 責任（リスク）分担表のとおりとする。

## 12 保険の加入

指定管理者は、施設の管理不備が原因となって生じる損害賠償への対応のため、指定管理者の費用負担により、指定管理者を記名被保険者、利用者を保険金請求権者とした「施設賠償責任保険」（指定管理者特約条項の付加されたもの）に加入すること。なお、補償額は下記の額以上とする。

身体賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	2億円
財物賠償	1事故につき	1千万円

(参考) 三井住友海上火災保険株式会社見積額：87,910円

## 13 供給電力

全ての施設において電力の供給は、株式会社海響みらい電力を指定する。

ただし、各施設において指定管理開始日が株式会社海響みらい電力以外の電力会社との供給契約期間中の場合、指定管理開始日以降、最初に到来する契約満了日の翌日をもって株式会社海響みらい電力からの供給に切り替えること。

なお、株式会社海響みらい電力から電力の供給ができない場合は、同電力会社の指

定は無効とする。

## 1 4 その他留意事項

### (1) 再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託することは禁止する。

### (2) 業務報告の聴取等

市は、施設の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理運営業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがある。

### (3) 指定管理料の減額

指定管理者の責めに帰すべき事由か否かに関わらずして指定管理者が本業務を実施しないときは、本業務の未実施により負担しない費用相当分を指定管理料から減額することがある。

### (4) 監査委員による監査

地方自治法第199条第7号の規定による下関市監査委員の監査、及び下関市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成17年条例第369号）の規定による監査を受けなければならないことがある。

### (5) 引継ぎ業務

① 令和8年3月31日以前において、既に実施が決定しているイベント等及び許可を行っている施設利用については、原則として引継ぐこと。

② 新旧指定管理者の業務の引き継ぎをスムーズに行うこと及び雇用の維持の観点から、新指定管理者は、旧指定管理者の職員のうち希望する者を雇用するよう努めることとする。この場合、新規に雇用する旧指定管理者の職員の雇用関係は、旧指定管理者を退職して、新指定管理者の職場の雇用条件で雇用されることとする。

③ 指定管理者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は指定管理者が使用する者が管理運営業務に従事しなくなった後においても同様とする。

### (6) 災害発生時の対応

災害等危機発生時には、施設に協力を求める可能性があるため、その際は協力すること。

### (7) 個人情報取扱特記事項

本業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、別紙5個人情報取扱特記事項を遵守することとします。

### (8) しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項

本業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙6特記仕様書（環境編簡易）のとおりです。

(9) 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

本業務のうち、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第43号）による措置については、別紙7下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとします。

## 利用料金表

## 【下関市豊田農業公園施設】

## 1 総合営農指導拠点施設

区分	利用料金（上限）	
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで
研修室	310円	520円
冷暖房（研修室）	520円	520円

## 2 精米製粉施設

区分	利用料金（上限）	
精米	玄米1kg 当たり	15円
製粉	原料1kg 当たり	520円

備考 玄米若しくは原料の量が1キログラム未満であるとき、又は玄米若しくは原料に1キログラム未満の量があるときは、当該1キログラム未満の量を1キログラムとして計算する。

## 3 多目的利用施設

区分	利用料金（上限）	
多目的スペース	1人につき1回当たり	210円
手工芸品体験室		
冷暖房（多目的スペース・手工芸品体験室）	1室につき1回当たり	520円

備考 1回の使用時間は、3時間以内とする。

## 4 加工体験施設

区分	利用料金（上限）	
加工体験室	1人につき1回当たり	210円
冷暖房（加工体験室）	1室につき1回当たり	520円

備考 1回の使用時間は、3時間以内とする。

## 5 滞在型宿泊施設

区分	利用料金（上限）	
長期滞在型宿泊施設	1棟につき1月当たり	31,420円
短期滞在型宿泊施設	1棟につき1泊当たり	10,470円
	1棟につき正午から午後5時まで	5,230円

備考

- 1 長期滞在型宿泊施設において電気、ガス等を利用する場合は、利用者から実費を徴収する。
- 2 長期滞在型宿泊施設を使用した期間が1月未満であるとき、又は当該使用した

期間に1月未満の期間があるときは、当該1月未満の期間を1月として計算する。

【下関市豊田地域資源循環活用施設】

区分	単位	利用料金（上限）
家畜糞尿	1t 当たり	2,080円

【下関市豊田田園空間博物館施設】

1 田園空間博物館総合案内所

区分	利用料金（上限）
休憩・学習・イベント情報室	1日につき100円

2 旧殿居小学校維新分校

区分	利用料金（上限）		
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
加工体験室	210円	310円	410円
和室	310円	410円	520円
研修室	310円	310円	360円
ガス（加工体験室）	100円	100円	100円
冷暖房（和室）	210円	210円	210円
冷暖房（研修室）	210円	210円	310円

備考

- 1 入場料若しくはそれに類するものを入場者から徴収し、又は営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合の加工体験室、和室及び研修室の利用料金の額は、当該室の利用料金の額に300パーセントを乗じて得た額を加えた額とする。
- 2 市長が特に認めるときは、ガス、水道等の使用（加工体験室でのガスの使用を除く。）の実情に応じて実費を徴収する。

【下関市豊田粃乾燥調製施設】

区分	単位	利用料金（上限）
粃の乾燥調製	調製後の玄米1kg 当たり	39円

備考 調製後の玄米の量が1キログラム未満であるとき、又は調製後の玄米に1キログラム未満の量があるときは、当該1キログラム未満の量を1キログラムとして計算する。

【下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター】

区分	単位	利用料金（上限）
肉用牛の一時預託	1頭1日当たり	1,560円

## 法定点検一覧表

機械及び設備等	設置場所	点検内容及び 点検回数	根拠法令
合併処理浄化槽 (30人槽)	下関市豊田田園空 間博物館施設(旧殿 居小学校維新分校)	水質検査・年1回	浄化槽法(昭和58年 法律第43号)第11 条
合併処理浄化槽 (230人槽)	下関市豊田農業公 園施設	水質検査・年1回 保守点検・2週間 に1回以上	浄化槽法第11条
合併処理浄化槽 (64人槽)	下関市豊田農業公 園施設	水質検査・年1回	浄化槽法第11条
合併処理浄化槽 (92人槽)	下関市豊田農業公 園施設	水質検査・年1回	浄化槽法第11条
合併処理浄化槽 (66人槽)	下関市豊田農業公 園施設	水質検査・年1回	浄化槽法第11条
合併処理浄化槽 (30人槽)	下関市豊田農業公 園施設	水質検査・年1回	浄化槽法第11条
単独処理浄化槽 (5人槽)	下関市豊田粳乾燥 調製施設	水質検査・年1回	浄化槽法第11条
自家用電気工作 物	下関市豊田地域資 源循環活用施設	保安規程による (月次・年次)	電気事業法(昭和39 年法律第170号)第 42条
自家用電気工作 物	下関市豊田粳乾燥 調製施設	保安規程による (月次・年次)	電気事業法第42条
消防用設備等 (消火器7)	下関市豊田地域資 源循環活用施設	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法(昭和23年法 律第186号)第17 条第1項、同法第17 条の3の3
消防用設備等 (消火器2・誘導 灯10・自動火 災報知設備・非 常警報設備)	下関市豊田田園空 間博物館施設(旧殿 居小学校維新分校)	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法第17条第1 項、同法第17条の3 の3
消防用設備等 (消火器1)	下関市豊田農業公 園施設(総合営農指 導拠点施設)	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法第17条第1 項、同法第17条の3 の3
消防用設備等 (消火器2・非常	下関市豊田農業公 園施設(農畜産物集	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法第17条第1 項、同法第17条の3

警報設備)	出荷貯蔵施設)		の3
消防用設備等 (消火器4・誘導 灯8・自動火災 報知設備)	下関市豊田農業公 園施設(産地形成等 促進施設)	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法第17条第1 項、同法第17条の3 の3
消防用設備等 (消火器1)	下関市豊田農業公 園施設(多目的利用 施設)	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法第17条第1 項、同法第17条の3 の3
消防用設備等 (消火器1・誘導 灯2)	下関市豊田農業公 園施設(加工体験施 設)	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法第17条第1 項、同法第17条の3 の3
消防用設備等 (消火器4)	下関市豊田粳乾燥 調製施設	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法第17条第1 項、同法第17条の3 の3
消防用設備等 (消火器2)	下関市豊田肉用牛 繁殖肥育センター	機器点検・年2回 総合点検・年1回	消防法第17条第1 項、同法第17条の3 の3
ホイールローダ ー	下関市豊田地域資 源循環活用施設	特定自主検査(年 次検査・年1回)	労働安全衛生法(昭和 47年法律第57号) 第45条第1項及び第 2項
フォークリフト	下関市豊田地域資 源循環活用施設	特定自主検査(年 次検査・年1回)	労働安全衛生法第45 条第1項及び第2項
フォークリフト	下関市豊田粳乾燥 調製施設	特定自主検査(年 次検査・年1回)	労働安全衛生法第45 条第1項及び第2項

## 責任（リスク）分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担する者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの（人件費・物品費を含む。）		○		
資金調達金利変動	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等の改廃	管理運営に直接影響する法令等の改廃※ <sub>1</sub>			○	
税制改正	消費税及び地方消費税の税率等の改正※ <sub>2</sub>			○	
	法人税・法人住民税の税率等の改正		○		
	それ以外で管理運営に影響するもの※ <sub>3</sub>			○	
許認可等の未取得・未更新	市が取得すべきものによるもの	○			
	指定管理者が取得すべきものによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の施策による変更	○			
	指定管理者の発案による変更			○	
市議会の議決※ <sub>4</sub>	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期		○		
需要変更	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		

リスクの種類	リスクの内容	負担する者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
管理運営の中断・中止・臨時休館等	市に帰責事由があるもの (施設、設備、市の備品等の瑕疵、市による施設改修による臨時休館等)			○	
	指定管理者に帰責事由があるもの(指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館等)		○		
	指定管理者の提案による自主事業の運営		○		
	それ以外のもの			○	
資料・展示品の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの		○		
	その他第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等	○			
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品等		○		
	施設の設計・構造上の原因によるもの	○			
	その他経年劣化・第三者の行為で相手方が特定できないもの等(上段:1件当たり、下段:年間合計)			1件50万円以上又は指定管理者の負担が1会計年度につき100万円を超えた後に必要となった改修のうち早急に実施することが必要と認められる改修等	50万円未満  100万円以内

リスクの種類	リスクの内容	負担する者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市及び指定管理者に帰責事由があるもの 被害者・第三者等に帰責事由があるもの※5			○	
周辺地域、住民、利用者等への対応	地域との協調		○		
	施設の管理運営、業務内容に対する住民及び利用者等からの要望への対応		○		
	それ以外のもの	○			
セキュリティー	指定管理者の警備不良による情報漏えい、犯罪発生等		○		
募集要項の不備	募集要項の不備に基づくもの	○			
事業終了時の原状回復	指定期間の終了、指定の取消し等により指定期間中に指定管理者の業務を行わなくなった場合の原状回復及び撤収費用		○		
不可抗力 ※6	不可抗力による施設、設備、市の備品等の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	
	避難所その他災害拠点等の開設	○			
災害時の対応	待機体制の確保、調査、報告、応急措置		○		

※1 法令等の改廃：法令等には、条例を含む。協議の上、基本的には市の負担とすることが相当だが、指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の改廃に係るリスクは、指定管理者が負担する。

※2 消費税及び地方消費税の税率等の改正：協議の上、基本的には市の負担とすることが相当

※3 それ以外で管理運営に影響するもの：協議の上、基本的には市の負担とすること

が相当

- ※4 市議会の議決：このリスクは、指定管理者ではなく、指定管理候補者が負担するため、募集要項又は申込要項には必要だが、基本協定には不要。
- ※5 被害者、第三者等に帰責事由があるもの：被害者、第三者等に帰責事由があるものは、当該被害者、第三者等が損害の負担をすべきものだが、保険会社、顧問弁護士等の判断を参考に市又は指定管理者も負担すべきとするときには、協議を行う。
- ※6 不可抗力：異常な暴風や豪雨、台風、洪水、津波、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、落雷、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ、感染症の蔓延等

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 指定管理者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は指定期間が満了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 指定管理者は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 4 指定管理者は、市の指示又は承認があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第 5 指定管理者は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 指定管理者は、市の承認があるときを除き、本業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(持ち出しの禁止等)

第 7 指定管理者は、個人情報を指定管理施設外に持ち出し、又は電子メールで送信してはならない。ただし、市が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第 8 前条のただし書により、指定管理者が、個人情報を記録媒体に保存し搬送するとき、又は電子メールで送信するときは、個人情報を暗号化し、滅失、漏えい、毀損等の防止に必要な措置をとらなければならない。

(保護状況の検査)

第 9 市は、必要があると認めるときは、指定管理者の個人情報保護状況について検査を実施することができる。

(再委託の禁止)

第 10 指定管理者は、本業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第11 指定管理者は、本業務を処理するために市から引き渡され、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、指定期間満了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 指定管理者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには指定管理者の協力が不可欠であり、本業務の従事者等関係者の業務の管理運営や本業務の実施などに当たり、指定管理者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

指定管理者は、本業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

指定管理者は、本業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

指定管理者は、本業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

指定管理者は、本業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 本業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 本業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 本業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 市と指定管理者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る指定の取消し)

第2条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 役員等（指定管理者の役員又はその支店等若しくは本業務を実施する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が、経営等を実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本業務の一部の委託に係る契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 指定管理者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を本業務の一部の委託に係る契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。

(関係機関への照会等)

第3条 市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、指定管理者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、指定管理者が前条各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により、市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本業務の実施の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 指定管理者は、自ら又は本業務の一部の受託をさせた者（この条において「委託事業者」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本業務の適正な実施の妨害又は本

業務に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 市、指定管理者及び委託事業者は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本業務の実施の妨害又は本業務に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

修繕一覧表

施設名	修繕内容	※ 金 額 (年度)
下関市豊田農業公園施設	・精米製粉施設 製粉室サッシ取付	4 8 6 千円 (平成 2 6 年度)
	・産地形成等促進施設 空調機取付	1, 8 2 7 千円 (平成 2 1 年度)
	デッキ改修	9 2 9 千円 (平成 2 3 年度)
	自動食器洗浄機更新	6 2 4 千円 (平成 2 6 年度)
	ボイラー更新	9 5 0 千円 (平成 2 6 年度)
	冷蔵庫修繕	1 4 4 千円 (平成 2 7 年度)
	冷蔵ショーケース修繕	1 4 7 千円 (平成 2 7 年度)
	豆摺機修繕	4 2 9 千円 (平成 2 8 年度)
	壁紙・便所修繕	2 0 4 千円 (平成 2 8 年度)
	冷蔵庫修繕	1 5 2 千円 (平成 2 9 年度)
	自動ドア修繕	2, 3 7 6 千円 (平成 3 0 年度)
	自動ドア修繕	1 1 3 千円 (令和 元 年度)
	多目的トイレ用ドア修繕	5 3 5 千円 (令和 4 年度)
	・総合営農拠点施設 屋根修繕	1 4 0 千円 (平成 2 7 年度)
	研修室空調機修繕	3 5 4 千円 (平成 2 7 年度)
	・果樹施設 ブドウ棚災害復旧	7, 2 3 2 千円 (平成 2 2 年度)
	梨園配水管布設	1, 0 2 9 千円 (平成 2 3 年度)
	・ハウス施設 天窓ガラス取替	1 0 4 千円 (平成 2 1 年度)
	天窓ガラス取替	3 8 1 千円 (平成 2 2 年度)
	温室環境制御装置改修	1, 2 9 6 千円 (平成 2 6 年度)
	・滞在型宿泊施設 基礎改修 (なし)	2, 3 9 4 千円 (平成 2 5 年度)
	デッキ等改修 (いちご)	1, 0 5 8 千円 (平成 2 6 年度)
	外壁等改修 (りんご・もも)	2, 5 8 4 千円 (平成 2 7 年度)
デッキ・便所壁改修 (ぶどう)	3, 7 8 0 千円 (平成 2 8 年度)	
デッキ修繕 (いちご)	3 0 7 千円 (平成 2 9 年度)	
火災警報器設置 (5 棟)	1 6 7 千円 (平成 2 9 年度)	
デッキ改修 (りんご)	9 0 0 千円 (令和 2 年度)	
空調機取替修繕 (もも)	3 8 2 千円 (令和 3 年度)	
空調機取替修繕 (いちご・	7 0 4 千円 (令和 4 年度)	

	りんご) デッキ修繕業務 (いちご)	1, 320千円 (令和5年度)
	・農機具格納庫 シャッター修繕	238千円 (平成21年度)
	シャッター修繕	147千円 (平成23年度)
	屋根・シャッター修繕	2, 420千円 (令和3年度)
	便所浄化槽ブロワー修繕	496千円 (令和5年度)
	シンボルサイロ修繕	114千円 (平成21年度)
	案内看板改修	1, 220千円 (平成28年度)
	園内道修繕	150千円 (平成29年度)
	遊歩道側側溝修繕	480千円 (平成29年度)
	浄化槽設備修繕	140千円 (平成29年度)
	休憩用ベンチ修繕	1, 144千円 (平成29年度)
	遊具修繕	629千円 (平成27年度)
	給水設備 (西側) 修繕	1, 812千円 (令和6年度)
下関市豊田地域資源循環活用施設	・インバータ修繕	182千円 (平成21年度)
	・ホイールローダー タイヤ取替	360千円 (平成26年度)
	リフトシリンダー等修繕	422千円 (平成27年度)
	保安部品等修繕	345千円 (令和元年度)
	・選別及び袋詰機械設備 ベルトコンベア等修繕	900千円 (平成25年度)
	小袋充填機・攪拌機修繕	149千円 (平成27年度)
	投入ホッパー修繕	496千円 (平成29年度)
	混練機修繕	140千円 (平成30年度)
	水道設備修繕	208千円 (平成30年度)
下関市豊田田園空間博物館施設	・旧殿居小学校維新分校 浄化槽修繕	399千円 (平成22年度)
	浄化槽排水ポンプ修繕	183千円 (平成26年度)
	ブラインド修繕	203千円 (平成29年度)
	研修室空調設備修繕	979千円 (令和6年度)
	街灯修繕	168千円 (令和6年度)
下関市豊田粃乾燥調製施設	荷受計量機更新	5, 439千円 (平成21年度)
	シャッター修繕	451千円 (平成23年度)
	粃摺機更新	8, 085千円 (平成24年度)
	屋根等修繕	1, 134千円 (平成29年度)
	シャッター修繕	658千円 (平成30年度)
	照明器具取替修繕	494千円 (令和5年度)
下関市豊田肉用牛	土間コンクリート舗装	785千円 (平成24年度)

繁殖肥育センター	土間コンクリート舗装	918千円（平成26年度）
----------	------------	---------------

※千円未満切り捨て

参考資料2

管理経費実績一覧表

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	7,525千円	7,310千円	8,028千円
通信費	270千円	249千円	275千円
消耗品費	184千円	201千円	423千円
電気代	4,970千円	4,390千円	4,264千円
ガス代	492千円	414千円	453千円
水道代	103千円	179千円	99千円
燃料費	971千円	1,255千円	1,397千円
委託料	825千円	1,298千円	2,908千円
修繕料	4,556千円	3,621千円	2,704千円
保険料	102千円	516千円	520千円
その他	2,387千円	1,261千円	1,547千円
合計	22,385千円	20,694千円	22,618千円

※千円未満切り捨て

施設利用実績一覧表

【下関市豊田農業公園施設】

① 総合営農指導拠点施設

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修室	30件 286人	30件 446人	33件 446人

② 精米製粉施設

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精米	211件 33,487kg	195件 34,706kg	338件 47,394kg
製粉	100件 2,127kg	100件 1,896kg	85件 1,708kg

③ 多目的利用施設

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
多目的スペース	21件 302人	33件 402人	20件 258人
手工芸品体験室	0件 0人	0件 0人	0件 0人

④ 加工体験施設

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加工体験室	22件 80人	39件 181人	52件 265人

⑤ 滞在型宿泊施設

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期滞在型宿泊施設 (1棟日帰り)	4件 43人	7件 69人	10件 73人
短期滞在型宿泊施設 (1棟1泊)	53件 315人	80件 427人	81件 489人
長期滞在型宿泊施設 (4棟1月)	16件 376人	23件 228人	22件 275人

【下関市豊田地域資源循環活用施設】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家畜糞尿	114件 524t	61件 274t	55件 184t

【下関市豊田田園空間博物館施設】

①田園空間博物館総合案内所

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
休憩・学習・イベント情報室	525件 1,046人	434件 1,364人	416件 1,287人

②旧殿居小学校維新分校

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加工体験室	8件 134人	8件 124人	8件 343人
和室	58件 606人	57件 405人	54件 736人
研修室	105件 2,490人	104件 1,874人	111件 2,194人

【下関市豊田粃乾燥調製施設】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
粃の乾燥調製	57件 173,342kg	54件 173,976kg	55件 181,816kg

【下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
肉用牛の一時預託	59件 90頭（日）	0件 0頭（日）	0件 0頭（日）